

よくあるご質問

Q1.給付時期はいつですか？

	案内開始時期	振込開始時期
遡及適用対象者	令和5年3月下旬 (案内文を送付)	令和5年4月末以降に毎月月末振込 (申請から約1か月～1か月半後の予定ですが、申請の殺到や不備があれば遅れる可能性があります。)
新規申請者	令和5年2月16日 (申請受付開始)	令和5年3月末以降に毎月月末振込 (申請から約1か月～1か月半後の予定ですが、出張所での提出や申請の殺到、不備等があれば遅れる可能性があります。)

Q2.奈良市に転入しましたが、給付金は奈良市で支給されるのですか？

A2.基本的に給付申請書を提出した段階で住民登録のある市町村が支給を行うため、転出元で給付申請をしていなければ、奈良市に相談していただき、面談等と申請書の提出を経て奈良市から支給します。

妊娠届出前に転入	妊娠届出を奈良市に提出していただき、面談後に申請書を提出していただきます。不備等が無ければ奈良市から随時支給します。
転出元に妊娠届出後に転入	給付金についての案内文が転出元の市町村から届いているかもしれませんが、奈良市に面談日等を相談していただき、面談後に申請書を提出していただきます。不備等が無ければ奈良市から随時支給します。
出生届出前に転入	出生届を奈良市に提出していただき、面談後に申請書を提出していただきます。不備等が無ければ奈良市から随時支給します。
転出元に出生届出後に転入	奈良市が事業開始前(令和5年2月15日まで)の場合、奈良市から給付金に関する案内が届くので、同封されている申請書に必要事項を記入のうえ提出してください。不備等が無ければ奈良市から随時支給します。 奈良市が既に事業を始めている(令和5年2月16日以降)場合、奈良市に面談日等を相談していただき、面談実施後に申請書を提出していただきます。不備等が無ければ奈良市から随時支給します。

Q3.面談は必ず受けなければならないですか？

A3.遡及適用対象者（令和 5 年 2 月 15 日までに妊娠届を提出した方・出産した方）は、妊娠届出時または出生届出時に面談を行っている想定して必要ないものとしています。新規申請者（令和 5 年 2 月 16 日以降に妊娠届を提出した方・出産した方）は原則必要です。

Q4.里帰り出産をした場合、子育て応援給付金は里帰り元と里帰り先のどちらの市町村から支給されますか？

A4. 里帰り先ではなく住民票のある市町村で面談を実施し、子育て応援給付金を支給します。なお、里帰り先で面談を受ける場合においても子育て応援給付金は、住民票のある市町村が支給します。

Q5.出産応援給付金は、流産や死産等の場合でも支給対象になりますか？面談は必要ですか？

A5.令和 4 年 4 月 1 日より前に妊娠届出していた方が流産・死産等した場合は支給対象外ですが、その日以降に妊娠届出していた場合は支給対象です。この場合は面談を実施せずに、出産応援給付金申請書の提出のみで支給を受けられます。

Q6.妊娠届出後に流産し、再度妊娠届出をした場合、妊娠届出時の給付金は両方とも該当しますか？

A6.妊娠 1 回につき 5 万円の出産応援給付金を支給することとしており、回数に上限はないので両方とも支給対象になります。